

品目登録制度

品目登録制度のメリット

- 原材料（材質）、食品添加物、製造方法の届出が簡略化でき、記入漏れや記入ミスが無くなります。
- 試験成績書の提出が不要になります。

品目登録の方法

手順 1：品目登録要請書類作成

- ①「品目登録要請書」に必要事項を記入します。*** 正副副 3 部作成してください。**
記入欄に記入できない場合は、「別紙」と記入し、関係書類を添付して下さい。
- ② 試験成績書を、「品目登録要請書」に添付します。
- ③「品目登録要請書類確認書」を記入し、提出書類に漏れがないか確認をしてください。

〈登録できる試験成績書〉

- (1) 輸入届出を行った食品等で実施された検査結果
- (2) 輸入届出を行わない食品等で実施され、次の要件に適合する登録検査機関の検査結果（以下の a、b のうち、食品衛生法施行規則第 3 2 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項に該当するものについても登録する）
 - a 検査結果通知書に平成 20 年 7 月 31 日付け食安輸発第 0731001 号に定める事項のほか、次の事項が記載されているもの。
 - (a) 製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封（税関等行政機関の検査による開封を除く。）の検体を検査に供したもの
 - (b) 検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等
 - (c) 原材料、材質等
 - (d) 下記 b に掲げる書類が検体に係るものであることを確認した上で検査を実施したもの
 - b 検査結果に製造者等が作成した次の書類が添付されているもの。
 - (a) 検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等及び検体が製造者等から登録検査機関に直接送付されたことを証するインボイス、船荷証券（B/L）等
 - (b) 検体を特定するカタログ、写真等
 - (c) 検体が部品である場合には、製品との関連を示す展開図などの図面等
 - (d) 適用される規格基準が特定可能な原材料、材質、製造方法（検体が加工食品の場合に限る。）を証する書類
- (3) 器具及び容器包装並びにおもちゃであって、平成 21 年 8 月 31 日までに、平成 20 年 7 月 31 日付け食安輸発第 0731001 号に基づき作成された検査結果

手順 2 : 品目登録要請書類提出

検疫所窓口に品目登録要請書類を提出します。

提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封下さい）

提出書類：「品目登録要請書」 3部

「品目登録要請書類確認書」 1部

* 検疫所で審査、内容登録を行います。

登録完了後、検疫所より10桁の登録番号と登録済印を押印した「品目登録要請書」が1部交付されます。

手順 3 : 輸入貨物届出

登録番号を記入した「食品等輸入届出書」を提出します。

* 届出書の登録番号2に、10桁の品目登録番号を記入します。

食品の場合は、原材料コード「YYY」、添加物コード「YYYYYY」、製造コード「YYY」を、器具、容器包装、おもちゃの場合は、材質コード「XXX」を記入します。

品目登録前														
1	貨物の別	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	① ② ③ ④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	Y・N	衛生証明書番号	* * * * * * * * * *							
品名コード	B	1	5	0	0	0	0	1			貨物が加工食品であるときは原材料・コード	ACK, AEG, GSA, EGL, EWH, GSG, GSO, GPA		
品名	加熱食肉製品フライドチキン									・コード	鶏肉、鶏卵、食塩、にんにく、小麦粉、砂糖、大豆油、パーム油			
積込数量	2,000									C:T				
積込重量	18,500.00									kg	貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード			
用途・コード	1	小売用									貨物が添加物を含む食品の場合当該	260810, 440701, 422011, 270801		
包装種類・コード	K	P	E										添加物の品名・コード	レーグルタミン酸ナトリウム
登録番号1											貨物が添加物製剤の場合その成分・コード（いずれの場合も審査の目的で使用されるものを除く）	キサンタンガム		
登録番号2												トウガラシ色素		
登録番号3												グリセリン脂肪酸エステル		
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	Z	0	0										整形→調味→衣付け→フライ（中心温度72℃、2分）→冷却→選別→凍結→包装	

↓

品目登録後														
1	貨物の別	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	① ② ③ ④	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	Y・N	衛生証明書番号	* * * * * * * * * *							
品名コード	B	1	5	0	0	0	0	1			貨物が加工食品であるときは原材料	YYY		
品名	加熱食肉製品フライドチキン									・コード	品目登録済			
積込数量	2,000									C:T				
積込重量	18,500.00									kg	貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード			
用途・コード	1	小売用									貨物が添加物を含む食品の場合当該	YYYYYY		
包装種類・コード	K	P	E										添加物の品名・コード	品目登録済
登録番号1											貨物が添加物製剤の場合その成分・コード（いずれの場合も審査の目的で使用されるものを除く）			
登録番号2	0	0	*	*	*	*	*	*	*	*				
登録番号3														
貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード	Y	Y	Y										品目登録済	